

# 「つながろまい愛西」利用規約

愛西市健康福祉部高齢福祉課

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規約は、海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながろまい海部津島」(以下「つながろまい海部津島」という。)利用規約第1条に基づき、愛西市において「つながろまい海部津島」を適正かつ円滑に運営するために、利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (愛西市における協議会支部の運営)

第2条 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第1項に定める協議会支部の運営は、愛西市が行う(以下「愛西市支部」という。)

2 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第4項に基づき、協議会支部単位のネットワーク名称について、愛西市支部においては「つながろまい愛西」を用いることとする。

3 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第2項について、愛西市支部では「愛西市ICTワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)が、「つながろまい愛西」の運営のための意思決定、各種審議と諮問を行うものとする。

## 第2章 利用に関する事柄

### (利用事業所等の範囲)

第3条 「つながろまい愛西」を利用できる事業所等は、医療法(昭和23年法律第205号)における医療提供事業所及び、地域包括ケアに係る事業所と、その他愛西市が認めた事業所とする。

2 前項における事業所等において、「つながろまい愛西」を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、当該事業所等に属する者のみとする。

### (利用の申請)

第4条 「つながろまい愛西」の利用を希望する事業所等は、当該事業所における施設責任者(以下「施設責任者」という。)がポータルサイトからオンラインで申請、または愛西市へ連絡する。

2 「つながろまい海部津島」利用規約第34条について、同条に基づいて施設責任者が参加同意書を申請する際は、愛西市に提出するものとし、参加同意書の提出をもって、申請をした事業所等は本規約についても同意したものとする。

3 利用者は、本条で定めた「つながろまい愛西」の利用申請と同時に、利用者管理システムに登録されている自らの事業所の情報を提供するものとする。  
(利用権の設定)

第5条 愛西市は、「つながろまい愛西」の利用を希望する事業所等の利用者の個人毎に専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行う。

2 利用者は、施設責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。  
(申請内容の変更等)

第6条 施設責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトからオンラインで変更、又は愛西市へ速やかに連絡するものとし、愛西市は、必要な変更登録を行う。  
(利用の廃止)

第7条 利用事業所等が、「つながろまい愛西」の利用を廃止する場合は、ポータルサイトからオンラインで申請、又は愛西市へ連絡するものとし、愛西市は、必要な廃止手続きを行う。  
(ユーザーID、パスワードの再発行)

第8条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、施設責任者がポータルサイトからオンラインで再発行、又は愛西市へ連絡するものとし、愛西市は、当該ユーザーID及びパスワードの付与等、必要な手続きを行う。  
(対象者情報の取扱い)

第9条 「つながろまい海部津島」利用規約第12条第1項について、かかりつけ医・ケアマネジャー等は、「つながろまい愛西」を利用して患者に関する情報を、他の利用者と共有する場合は、同意書により対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。

2 「つながろまい海部津島」利用規約第12条第2項について、「つながろまい愛西」に保管された情報を対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から削除の申し出があった場合は、速やかに愛西市へ連絡をする。愛西市は、当該データの削除を行う。

### 第3章 ワーキンググループ

(ワーキンググループでの協議事項)

第10条 ワーキンググループは、次の各号に該当する内容を協議する。

- (1) ポータルサイトサービスで一般公開する利用施設の情報
- (2) 「つなごろまい海部津島」利用規約第20条に基づく報告について、臨時のワーキンググループを招集し、事故防止対策及び協議が必要と判断された場合
- (3) 「つなごろまい愛西」に登録した利用者が、「つなごろまい海部津島」利用規約第30条第2項に該当し、利用施設の登録の廃止又は利用者としての資格の停止をすべきであると愛西市が判断した場合  
(ワーキンググループへの報告事項)

第11条 愛西市は、次の各号に該当する場合、ワーキンググループへその内容を報告する。

- (1) 海部医療圏市町村在宅医療連絡協議会及び協議会支部、並びに契約事業者が「つなごろまい海部津島」利用規約第28条第1項又は第2項に基づき利用権の一時停止をした場合
- (2) 連絡協議会及び契約事業者が「つなごろまい海部津島」利用規約第29条第1項又は第2項に基づきサービスの一時停止をした場合  
(サービスの中止)

第12条 ワーキンググループは、愛西市と協議し、利用者に少なくとも3か月前に予告をした上で、「つなごろまい愛西」のサービス提供を中止することができる。

(実験・開発目的での利用)

第13条 愛西市において、「つなごろまい海部津島」利用規約第33条に定めた実証実験を行おうとする者は、愛西市及びワーキンググループの承認を得るとともに、愛西市及びワーキンググループの指示した利用条件を遵守しなければならないこととする。

(規約の変更)

第14条 愛西市はワーキンググループにおいて協議した上で、本規約の諸規程の制定、又は改廃を行うことができるものとする。

2 前項の場合において愛西市は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。

3 第1項の変更を行った場合、愛西市は、ポータルサイトサービス等を通じて利用者へ変更内容を周知するものとする。

4 第1項に定める利用規約の変更後に、利用施設及び利用者が「つながろまい愛西」を利用した場合、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

本規約は、平成28年10月1日から施行する。